

これからのESDの方向性に関する一考察

— SDGsへの教育的アプローチとしてのESD —

中 澤 静 男 奈良教育大学教育連携講座
辰 巳 諭 子 アミタホールディングス株式会社

A Study on Future Direction of ESD:

ESD as an Educational Approach to SDGs

Shizuo NAKAZAWA

(Department of Educational Cooperation Nara University of Education)

Yukako TATSUMI

(AMITA Holdings CO. LTD.)

Abstract

The purpose of this article is to propose future direction of ESD through classification and organization about ESD practice from 2009 to 2014. The say Millennium Development Goals and the Earth Charter are important for Decade of UN ESD. So we researched about Millennium Development Goals and the Earth Charter and Sustainable Development Goals, we understood the main task of Millennium Development Goals and Sustainable Development Goals is eradicating poverty, and the main task of the Earth Charter is environmental protection. And we clarify four important task for Global citizen, eradicating poverty, diffusion of education, gender equality and environmental protection. Next we made category to classify ESD practice and classified 296 practices. So we understood the practices. about education, about town development, and about environmental protection were many. But the practices about eradicating poverty were few. Japan UNESCO Domestic Committee define ESD for education to cultivate citizen in creating a sustainable society until now. But the message to teacher from Japan UNESCO Domestic Committee added definition of ESD, to contribute Sustainable Development Goals. It's a chance to correct direction of Japanese ESD.

We expect many teacher will research Sustainable Development Goals, and they will develop practices about eradicating poverty.

キーワード：ESD (持続可能な開発のための教育),
持続可能な開発目標,
ミレニアム開発目標, 地球憲章

Key Words: ESD Education for Sustainable
Development
MDGs Millennium Development Goals
SDGs Sustainable Development Goals
The Earth Charter

1. はじめに

2002年12月の第57回国連総会において、日本が提案した「国連持続可能な開発のための教育の10年」に関する決議案が採択され、ユネスコが主導機関として指名された。そして「国連持続可能な開発のための教育の10年」

の最終年である2014年11月に、ユネスコと日本政府の共催により、愛知県名古屋市及び岡山市において「持続可能な開発のための教育 (ESD) に関するユネスコ世界会議」が開催された。また、2013年の第37回ユネスコ総会において「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム (GAP)」が採択され、2014年の国連総会におい

て「国連持続可能な開発のための教育の10年」の後継プログラムとして承認された。これを受け、持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議は、2016年10月に「我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画」を策定し、GAPが定める5つの優先行動分野に沿って、関係省庁が取り組んでいくこととした。

5つの優先行動分野とは、①政策的支援(ESDに対する政策的支援)、②機関包括型アプローチ(ESDへの包括的取組)、③教育者(ESDを実践する教育者の育成)、④ユース(ESDを通じて持続可能な開発のための変革を進める若者の参加の支援)、⑤地域コミュニティ(ESDを通じた持続可能な地域づくりの促進)⁽¹⁾。さらに「我が国のESDをより一層推進していくとともに世界のESDをリードしていく」ことを目的に、「我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画(ESD国内実施計画)」を策定し、取組を実施するとしている⁽²⁾。

以上のように、ESDの普及・推進が順調に進められてきたように思われる一方で、2015年9月の第70回国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」前文には、「17の持続可能な開発のための目標(SDGs)と、169のターゲットは(中略)、ミレニアム開発目標(MDGs)を基にして、ミレニアム開発目標が達成できなかったものを全うすることを目指すものである⁽³⁾。」と述べている。国連持続可能な開発のための教育の10年は、ミレニアム開発目標と地球憲章(2003)を最も尊重しようとしていたはずであるが、それができていないということである。

中山(2007)は、「ユネスコの世界でESDが議論される時、ミレニアム開発目標の達成が中心となるのに、日本の議論ではそれが脇に置かれた⁽⁴⁾。」と述べ、「国際社会が期待するESDと日本の目指すESDとが、若干よじれてしまっているのではないか⁽⁵⁾」との危惧を表明している。

本稿では、中山の危惧を契機に、これまでにユネスコスクール等で蓄積されてきているESDの実践事例に検討を加えることで、これまでの日本のESDの方向性について考察するとともに、2017年3月に公示された学習指導要領を踏まえ、今後の学校教育におけるESD授業実践の方向性について提案することを目的とする。

2. 研究の枠組み

2.1. 先行研究

国連持続可能な開発のための教育の10年の振り返りとしては、開始前・開始時・中間年以降・終了時の4つの時期について、国連主要文書を対象として、その変遷を

跡づけた佐藤(2015)の研究がある。また、二ノ宮リムら(2015)は、国内の環境教育・実践へのESDの影響について、社会教育や学校教育における地域づくり実践への展開、ESDを通じた環境教育と開発教育、国際理解教育との連携・統合、東日本大震災後のESDとしての環境教育の関する議論など、国連持続可能な開発のための教育の10年における環境教育の変遷や広がりについて論じている。しかし、これまでに取り組まれた具体的なESD実践を研究対象とした研究は管見する限り見当たらない。

2017年3月に新しい学習指導要領が公示され、その前文に「一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる⁽⁶⁾。」と記載されたことから、今後、ユネスコスクールだけでなく全ての学校がESDに取り組むこととなる。これまでESDに取り組んでこなかった多くの学校がESDを教育課程に織り込むにあたって、ユネスコスクール等での先行実践を整理して提示することは意味があると考えられる。

2.2. 研究方法

本研究では、ESDで育てる価値や原則を明記した地球憲章と、ESDの成果として求めるゴールを示したミレニアム開発目標及び持続可能な開発目標を比較検討することで、これまでの学校におけるESDの実践を分類する枠組みを作成する。次に以下の文献に掲載されたこれまでのユネスコスクール等での324件のESD実践事例の中の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校などの一貫校、特別支援学校、大学での実践事例を取り上げ、作成した枠組みで分類することで、これまでの学校教育におけるESD実践に検討を加え、これからの方向性を提案する。

- ・『ESD教材活用ガイド』財団法人ユネスコ・アジア文化センター(ACCU)、2009年
- ・『ひろがりつながるESD実践事例48』財団法人ユネスコ・アジア文化センター(ACCU)、2011年
- ・『ひろがりつながるESDの実践事例101』公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター(ACCU)、2012年
- ・『ユネスコスクールin関東・九州発表事例集』公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター(ACCU)、2013年
- ・『ユネスコスクールESD優良実践事例集』公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター(ACCU)、2014年
- ・『ジャパンレポート』「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議、2014年

3. 地球憲章とミレニアム開発目標、持続可能な開発目標

3.1. 国連持続可能な開発のための教育の10年

2005-2014国際実施計画案に示された教育の役割

2005年1月にユネスコより示された「国連持続可能な開発のための教育の10年 2005-2014 国際実施計画案」では、ESDの視点は世界が直面しているすべての緊急な課題を含むものであるとして、次の15の課題を挙げている。人としての権利、平和と安全、男女間の平等、文化の多様性と異文化理解、健康、HIV/AIDS、ガバナンス、自然資源、気候変動、辺鄙な地域の変化、持続性のある都市化、災害防止と復旧、貧困の軽減、企業責任・説明、市場経済である⁽⁷⁾。

また、持続可能な開発の三本の柱として、社会、環境、経済の3つの要素を進行中で長期にわたる変化のプロセスとして示している。

- ・社会：変化し進歩する社会的な組織とその役割、それに加えて、意見の表明、政府の選択、コンセンサスの形成及び相違点の解決のための機会を与える民主的で自由に参加できるシステムについての理解。
- ・環境：環境への関心を社会経済的な政策決定の中に織り込むことによる、資源に対する認識、自然環境の脆弱性とそれに対する人間活動や意思決定の影響についての理解。
- ・経済：環境と社会的な公平性に対する関心から、個人と社会レベルの消費について評価することによる、経済成長の限界と可能性及びその社会と環境への影響についての敏感性⁽⁸⁾。

そしてこれらの3つの要素は文化という要素を通じて互いに結びついているとされる。ここでの文化は、「生存や人との関係、振る舞い、信仰及び活動の方法であり、それは置かれている状況や歴史、伝統によって異なり、またその中で人々が生活を送っているもの⁽⁹⁾」である。この文化を持続可能な開発を尊重する文化へと変革することが、教育が果たす役割である。ESDの普及・推進により、持続可能な開発を尊重する文化が広く定着し、人々が意識や行動を変革することで、「平和裏に人々が共存することを達成すること」と「自然環境が自ら再生する役割を果たすこと」が持続可能な開発の究極の目標であると述べるとともに、自然的な環境、文化的な環境、社会的な環境への関心を統合化する地球的なビジョンを示すものが地球憲章である⁽¹⁰⁾と紹介している。

3.2. 地球憲章

地球憲章作成は、1994年にミハエル・ゴルバチョフ元ソ連邦大統領とリオデジャネイロサミット事務総長のモーリス・ストロング氏を中心に、オランダのルベルス

首相(当時)の支援を受けてスタートし、1997年には地球憲章起草委員会が結成された。その後、世界各地から寄せられた意見を集約し、哲学者であるスティーブン・ロックフェラー教授がまとめあげたものを元に2000年に正式に発表された。

地球憲章委員会委員である広中(2003)は、「地球憲章は私たち人類の唯一の住み家である地球に対する責任を分かち合い、お互いや他の生物への思いやりをもって、持続可能かつ平和で公正な社会を、この21世紀に築くための価値観や原則を謳い、行動規範を述べています⁽¹¹⁾。」と、その重要性を指摘している。

地球憲章は、Ⅰ. 生命共同体への敬意と配慮、Ⅱ. 生態系の保全、Ⅲ. 公正な社会と経済、Ⅳ. 民主主義、非暴力と平和、の4つのカテゴリーに16の持続可能な未来に向けての価値と原則が示されている。

Ⅰ. 生命共同体への敬意と配慮

- 原則1：地球と多様性に富んだすべての生命を尊重しよう。
- 原則2：理解と思いやり、愛情の念をもって、生命共同体を大切にしよう。
- 原則3：公正で、直接参加ができ、かつ持続可能で平和な民主社会を築こう。
- 原則4：地球の豊かさとしさを、現在と未来の世代のために確保しよう。

Ⅱ. 生態系の保全

- 原則5：生物の多様性と、生命を持続させる自然のプロセスに対して、特別な配慮を払いつつ、地球生態系全体を保護し回復させよう。
- 原則6：生態系保護の最善策として、環境への害を未然に防ぎ、十分な知識がない場合には予防原則をとろう。
- 原則7：生産、消費、再生産については、地球の再生能力を傷つけず、人権や公共の福祉を保護するような方法を採用しよう。
- 原則8：生態系の持続可能性に関する研究を進め、既存の知識を自由に交換し、幅広く応用しよう。

Ⅲ. 公正な社会と経済

- 原則9：倫理的、社会的、環境的要請として、貧困の根絶に取り組もう。
- 原則10：経済活動やそのしくみは、あらゆるレベルで公平かつ持続可能な形で人間開発を促進するものとしよう。
- 原則11：男女間の平等と公平は、持続可能な開発にとって必須なものであることを確認し、教育、健康管理、経済的機会を誰もが均等に享受できるようにしよう。
- 原則12：すべての人が自らの尊厳、健康、幸福を支えてくれる自然環境や社会環境をもつ権利を差

別なく認め、特に先住民や少数民族の権利に配慮しよう。

IV. 民主主義、非暴力と平和

原則13：民主的な制度と手続きをあらゆるレベルにおいて強化し、行政に透明性と説明責任を課し、意思決定へのすべての人の参加を確保し、裁判を利用できるようにしよう。

原則14：すべての人が享受できる公教育や生涯学習の中に、持続可能な開発に必要な知識、価値観、技術を取り入れよう。

原則15：すべての生き物を大切にし、思いやりを持って接しよう。

原則16：寛容、非暴力、平和の文化を促進しよう。

先述した中山(2007)は、「国連持続可能な開発のための教育の10年は、ミレニアム開発目標と地球憲章を車の両輪のごとく尊重しようとしている⁽¹²⁾」と述べている。次に、ミレニアム開発目標を紹介する。

3.3. ミレニアム開発目標

2000年9月に開催された国連ミレニアム・サミットにおいて採択された国連ミレニアム宣言を基に、2015年までに達成すべき8つの目標と21のターゲットからなるミレニアム開発目標が作成された。8つの目標は以下の通りである。

- 目標1：極度の貧困と飢餓の撲滅
- 目標2：初等教育の完全普及の達成
- 目標3：ジェンダー平等の推進と女性の地位向上
- 目標4：乳幼児死亡率の削減
- 目標5：妊産婦の健康の改善
- 目標6：HIV／エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止
- 目標7：環境の持続可能性確保
- 目標8：開発のためのグローバルなパートナーシップの推進

ミレニアム開発目標設定の背景として、1980年代に多くの途上国で実施された構造調整政策の失敗による貧困の悪化が挙げられる。構造調整政策とは、先進国からの借金を返済することを優先するために緊縮財政政策をとって公共部門を切り捨てるとともに、民間活力を導入することで経済成長を図るという政策である。その反省もあり、1990年代は貧困に対する関心が高まり、1995年の世界社会開発サミットでは、世界の絶対的貧困を半減させるという目標が提示されたほか、1996年の国際開発目標でも、2015年までに極端な貧困人口の割合を半減させるという目標が掲げられた⁽¹³⁾。このような背景のもとに設定されたミレニアム開発目標は、貧困解消が中心課題であると言える。

3.4. 持続可能な開発目標

2015年9月に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、ミレニアム開発目標の後継としてアジェンダにかかげられた目標が、17の目標と169のターゲットからなる持続可能な開発目標である。17の目標を以下に示す。

- 目標1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
 - 目標2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
 - 目標3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
 - 目標4：すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
 - 目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
 - 目標6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
 - 目標7：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
 - 目標8：包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
 - 目標9：強靱(レジリエント)なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
 - 目標10：各国内及び各国間の不平等を是正する。
 - 目標11：包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
 - 目標12：持続可能な生産消費形態を確保する。
 - 目標13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
 - 目標14：持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
 - 目標15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
 - 目標16：持続可能な開発のための平和で包括的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度を構築する。
 - 目標17：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
- 「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための

2030アジェンダ」の前文に「我々は、極端な貧困を含む、あらゆる形態と側面の貧困を撲滅することが最大の地球規模の課題であり、持続可能な開発のための不可欠な必要条件であると認識する。」と述べられているとおり、持続可能な開発目標の主たる課題は、ミレニアム開発目標同様、貧困の撲滅である。

3.5. 地球憲章と2つの開発目標の関係性

上述した地球憲章とミレニアム開発目標、及び持続可能な開発目標の関係性を整理することを通して、ユネスコスクール等で蓄積されたESD実践を分類する枠組みを作成する。

ユネスコの「国連持続可能な開発のための教育の10年2005-2014国際実施計画案」では、先述したとおり、社会、環境、経済の3つの要素を持続可能な開発の三本柱に位置づけているが、地球憲章は地球を生命共同体として捉え、その前文に「生命共同体の活力と人類の幸福は、実に様々な動植物、肥沃な土壌、清浄な水、そして澄んだ空気など、すべての生態系を含む健全な生物圏を維持することにかかっている⁽¹⁴⁾。」と述べているように、環境保全を主たる課題としている。また、ミレニアム開発目標及び持続可能な開発目標が主たる課題を貧困の撲滅としていることから、教育を通じてこの両側面を尊重する文化を創造することが、持続可能な開発の究極の目標である「平和裏に人々が共存することを達成すること」及び「自然環境が自ら再生する役割を果たすこと」に資する人材の育成に寄与するものと考えられ、2つの開発目標と地球憲章をもとにESD実践を検討する枠組みを作成する。

表1 ミレニアム開発目標 (MDGs)、持続可能な開発目標 (SDGs)、地球憲章の関係

MDGs	SDGs	地球憲章
1: 極度の貧困と飢餓の撲滅	1: 貧困をなくそう 2: 飢餓をゼロに	9: 貧困の根絶に取り組もう
2: 初等教育の完全普及の達成	4: 質の高い教育をみんなに	14: 公教育や生涯教育に持続可能な開発のための教育をとり入れよう
3: ジェンダー平等の推進と女性の地位向上	5: ジェンダー平等を実現しよう	11: 男女間の平等と公正
4: 乳幼児死亡率の削減 5: 妊産婦の健康の改善	6: 安全な水とトイレを世界中に 3: すべての人に健康と福祉を	

6: HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止		
7: 環境の持続可能性確保	12: つくる責任つかう責任	7: 生産、消費、再生産の方法
7: 環境の持続可能性確保	6: 安全な水とトイレを世界中に 11: 住み続けられる、まちづくりを	
7: 環境の持続可能性確保	14: 海の豊かさを守ろう 15: 陸の豊かさを守ろう	1: 生命尊重 2: 生命共同体を大切にしよう 5: 地球生態系全体を保護し回復させよう 6: 生態系保護の最善策として予防原則をとろう 8: 生態系の持続可能性に関する研究を進めよう 12: すべての人の自然環境や社会環境をもつ権利を差別なく認めよう 15: すべての生き物を大切にしよう
	13: 気候変動に具体的な対策を	4: 地球の豊かさを確保しよう
	7: エネルギーをみんなにそしてクリーンに	4: 地球の豊かさを確保しよう
	8: 働きがいも経済成長も 9: 産業と技術革新の基盤をつくろう	10: 経済活動を人間開発を促進するものとしよう
	10: 人や国の不平等をなくそう	3: 公正で平和な民主社会を築こう 13: 民主的な制度と手続きを強化しよう
	16: 平和で包摂的な社会の促進	3: 公正で平和な民主社会を築こう 16: 寛容、非暴力、平和の文化を促進しよう
8: 開発のためのグローバルなパートナーシップの推進	17: パートナーシップで目標を達成しよう	

ミレニアム開発目標と持続可能な開発目標を比べると、「貧困と飢餓の撲滅」、「ジェンダー平等の推進と女性の地位向上」が、同じように目標に位置づけられていることがわかる。一方、「乳幼児死亡率の削減」と「妊産婦の健康の改善」は、持続可能な開発目標の目標3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。」に含まれる13のターゲットの中のひとつとして取り扱われており、持続可能な開発目標では、途上国だけでなく先進国の人々も対象とされていることがわかる。また、持続可能な開発目標の目標7「すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。」や目標8「包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。」、目標9「強靱(レジリエント)なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。」、目標16「持続可能な開発のための平和で包括的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度を構築する。」は、ミレニアム開発目標にはなかった目標であり、これらからも、先進国の人々も対象とした目標であることが理解できる。

また、ミレニアム開発目標と地球憲章を比較すると、同じ時代に作成されたものであるにもかかわらず、ミレニアム開発目標の目標7「環境の持続可能性確保」に関係する行動規範として、地球憲章では9項目が費やされている。このことから、「生命共同体の活力と人類の幸福は(中略)、すべての生態系を含む健全な生物圏を維持することにかかっている。」と前文に述べられているように、地球憲章が地球規模の環境問題の解決を主な課題としていることがわかる。

さらに3つに共通している項目が貧困の根絶と教育の普及・充実、そしてジェンダー平等の推進、環境問題であることから、この4つが時間と地域を越えた、現代の地球的課題の重要項目として認識されていると言える。

以上の2つの開発目標と地球憲章の関係性を以下のよりに整理し、ESD実践を分類する枠組みを作成した。

ミレニアム開発目標の1と持続可能な開発目標の1と2、そして地球憲章の原則9は、「貧困・飢餓の撲滅」に分類した。

ミレニアム開発目標の2と持続可能な開発目標の4及び地球憲章の原則14は「初等教育の普及と質的向上」とまとめた。

ミレニアム開発目標の3、持続可能な開発目標の5、地球憲章の原則の11は「ジェンダー平等」とした。

ミレニアム開発目標の4、5、6と持続可能な開発目標の3と6は「健康と福祉の増進」とまとめた。

ミレニアム開発目標の7には、気候変動や自然資源の持続的利用、生物多様性の保全、安全な水や衛生へのアクセスの確保、都市スラムの環境改善の4つの課題が含まれている。これと関連する持続可能な開発目標の6、11、12、13、14、15の6つの目標のうち、目標14と15及び地球憲章の原則1、2、5、6、8、12、15は生物多様性に関連する原則であり、原則12と原則17は生産と消費、再生産に関するものである。そこでこのカテゴリーは、「持続可能な生産と消費、再生産」、「安全で強靱な持続可能な都市の実現」、「生物多様性の保護と回復」、「気候変動への対策」の4つに分類した。

そして持続可能な開発目標の7と地球憲章の原則4を「再生可能なエネルギーの開発」とした。

また、持続可能な開発目標の8及び9と地球憲章の原則10を「持続可能な産業化による経済成長」とまとめた。

地球憲章の原則3は、公正、平和、民主社会に言及していることから、持続可能な開発目標の10と地球憲章の原則3及び13を「公正で民主的な社会」にまとめた。

そして持続可能な開発目標の16と地球憲章の原則3及び16を「命の尊厳と平和の文化」とした。

最後にミレニアム開発目標の8と持続可能な開発目標の17を「グローバル・パートナーシップ」とした。

- ①貧困・飢餓の撲滅
- ②初等教育の普及と質的向上
- ③ジェンダー平等
- ④健康と福祉の増進
- ⑤持続可能な生産と消費、再生産
- ⑥安全で強靱な持続可能な都市の実現
- ⑦生物多様性の保護と回復
- ⑧気候変動への対策
- ⑨再生可能なエネルギーの開発
- ⑩持続可能な産業化による経済成長
- ⑪公正で民主的な社会
- ⑫命の尊厳と平和の文化
- ⑬グローバル・パートナーシップ

次に、この13の枠組みを用いて、2009年から2014年にかけて全国で取り組まれた実践を分類する。

4. ESD実践事例の分類

分類の対象とする実践事例は、幼稚園(4)、小学校(156)、中学校(65)、高等学校(51)、中等教育学校などの一貫校(9)、特別支援学校(1)、大学(10)の計296実践である。

4.1. 年度別実践事例数の推移

2009年から2014年までの学校種別の実践事例数の推移は次の通りであった。

表2 年度別学校種別実践事例数の推移

学校種	09年度	11年度	12年度	13年度	14年度
幼稚園	0	1	1	0	2
小学校	9	18	58	32	39
中学校	3	12	20	7	23
高等学校	0	16	6	7	22
一貫校	1	2	0	0	6
特別支援学校	0	0	0	1	0
大学	0	0	4	0	6
合計	13	49	89	47	98

全国のユネスコスクールの事務局を担当する公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター(ACCU)が発行した冊子、及び2014年に「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議が作成した『ジャパンレポート』に掲載された実践事例数には、年度によって増減があるものの、いずれの年度においても小学校での実践事例数が最も多く、次に中学校・高等学校の実践事例となっており、幼稚園や一貫校、特別支援学校、大学の実践事例数は少ない。これは、2018年における日本のユネスコスクール加盟校1034校の校種別内訳が幼稚園(24)、小学校(524)、中学校(255)、高等学校(147)、一貫校(64)、特別支援学校(9)、大学(5)、その他(14)という偏りとともに、日本の学校教育におけるESDの普及の度合を反映しているものと捉えることができる。

4.2. 作成した枠組みでの年度別実践事例の分類

次に、作成した13の枠組みを用いて、年度別に実践事例を分類したものが表3である。1つの実践で2つ以上の分野を扱うものがあるため、表2の実践事例数とは一致していない。

表3 年度別実践事例の分類

	09年度	11年度	12年度	13年度	14年度	合計
①貧困・飢餓	3	1	5	1	7	17
②教育	1	12	19	21	27	80
③ジェンダー平等	0	0	0	0	2	2
④健康福祉	2	5	10	7	7	31
⑤生産と消費	2	0	4	3	9	19
⑥持続可能な都市	3	11	29	11	32	86
⑦生物多様性の保護	2	12	39	9	31	93
⑧気候変動	1	3	5	0	2	11
⑨再生可能エネルギー	0	2	2	1	4	9
⑩産業化	1	1	1	1	3	7
⑪民主的社会	0	1	0	0	1	2
⑫平和・命	1	6	0	0	5	12
⑬グローバル・パートナーシップ	0	2	2	0	3	7

表3から、いずれの年度においても、②初等教育の普及と質的向上と⑥安全で強靱な持続可能な都市の実現、そして⑦生物多様性の保護と回復に関する実践が多いことがわかる。一方、③ジェンダー平等や⑪公正で民主的な社会に関わる実践は非常に少ない。また、⑩持続可能な産業化による経済成長、⑨再生可能なエネルギーの開発、⑬グローバル・パートナーシップに関わる実践も少ない。

4.3. 実践事例の分類に基づく考察

国際的視野で環境教育やESDを研究する佐藤(2016)は、前掲の国連持続可能な開発のための教育の10年2005-2014国際実施計画案には、国連持続可能な開発のための教育の10年には「2つの起源」があり、それは「持続可能な開発と教育」と、「基礎教育の質の向上とアクセスの改善、平等の推進」の流れがある⁽¹⁵⁾、と指摘する。この2つの流れを踏まえると、②初等教育の普及と質的向上に関する実践事例数が多くなっていることが首肯できる。また、先述した中山(2007)の「国連持続可能な開発のための教育の10年は、ミレニアム開発目標と地球憲章を車の両輪のごとく尊重しようとしている」という言葉の通り、地球憲章が重視する⑦生物多様性の保護と回復に関する実践と、⑥安全で強靱な持続可能な都市の実現が多くなっていることも理解できる。

一方、ミレニアム開発目標と持続可能な開発目標の主な課題である①貧困・飢餓の撲滅に関しては、合計で17実践にとどまっており、「ユネスコの世界でESDが議論される時、ミレニアム開発目標の達成が中心となるのに、日本では、それが脇に置かれた⁽¹⁶⁾。」という中山

(2007)の指摘を体現する結果となっている。

同論文で、中山は、国際社会におけるESDと日本が目指すESDの齟齬の原因を環境省と国連大学高等研究所、そして文部科学省の取組にあると指摘する。

まず環境省では、第一次環境基本計画(1994)において持続的発展が可能な社会とは環境への負荷の少ない社会であると説明していることと、第三次環境基本計画(2006)においては持続可能な社会とは健全で恵み豊かな環境が保全される社会と読み取れる⁽¹⁷⁾と述べる。

次に国連大学高等研究所のESDに対する考え方として「環境教育を中心にすえ、その周りに持続可能な生産と消費の在り方、物心両面のライフスタイルの転換、異文化理解、さらに途上国における「万人のための教育」の様々な活動を含む」と規定している点に着目するとともに、この定義が日本で展開される国連持続可能な開発のための教育の10年の公式説明に影響を与えることになった⁽¹⁸⁾と指摘する。

さらに、文部科学省のESDの推進に関する立場は、環境教育促進法を踏まえた環境教育の推進を柱とするものであった⁽¹⁹⁾と述べる。

以上の国際社会におけるESDと日本が目指すESDの齟齬の原因に筆者は、次の3つを付け加えたい。一つは、持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議が2006年に決定し、2011年に改訂した「我が国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画(ESD実施計画)」である。二つ目に日本ユネスコ国内委員会作成のリーフレット、三つ目に国立教育政策研究所による『学校における持続可能な発展のための教育(ESD)に関する研究最終報告書』である。

一つ目にESD実施計画についてである。その(二)我が国が優先的に取り組むべき課題の中に、「我が国を含む先進国に何よりもまず求められるのは、社会経済システムに環境配慮を織り込んでいくことです。」と述べられ、ライフスタイルの変革や産業構造の転換、生物多様性の確保などが具体的例として記載されている。その後「また、人権や文化等に対する配慮を織り込んでいくことも大切です。」とあるが、この一文は2011年の改定時に付け加えられたもので、その具体例は示されていない。さらに「政府としては、我が国のESDについて、先進国が取り組むべき環境保全を中心とした課題を入り口として(中略)取組を進めていくこととします⁽²⁰⁾。」と述べられている。以上の通り、ESD実施計画においては、ESDを環境教育の一貫として進めていくことが明言されており、貧困の根絶を主たる課題とするミレニアム開発目標についての言及はあるものの、それを課題とすべきと記されていない。

二つ目の日本ユネスコ国内委員会作成のリーフレットについてである。2008年2月に発行された「持続発展教

育について」で「ESDは、持続可能な社会づくりのための担い手づくりです。」と述べられているのを始め、2009年7月発行の「ユネスコ・スクールと持続発展教育(ESD)について」においても「ESDは持続可能な社会の担い手を育む教育です。」と記されており、2010年3月改訂版、2010年12月改訂版、2012年1月改訂版、2011年11月改訂版、2012年8月改訂版にも同じ説明が記載されている。また、2012年12月に作成された「持続発展教育とユネスコスクール」には、「持続発展教育(ESD)とは、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育であり、その中には、国際理解、環境、多文化共生、人権、平和、開発、防災などのテーマ・内容が含まれます。」と説明している。さらに、2017年11月に発行された「ユネスコスクールと持続可能な開発のための教育(ESD)」においても、「ESDは持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。」と示されており、日本ユネスコ国内委員会のESDについての解釈は一貫している。この一連のリーフレットは、毎年開催されるユネスコスクール全国大会等で、ユネスコスクール関係者に広く配布されているものであるが、貧困は環境破壊、テロ、気候変動、自然災害などの地球規模の課題の一つとして紹介するだけであり、2017年11月に発行された「ユネスコスクールと持続可能な開発のための教育(ESD)」に持続可能な開発目標の紹介があるものの、それまではミレニアム開発目標に関する記述は一切なされていない。ユネスコスクール関係者においても、ESDとミレニアム開発目標の関連に気づくことが困難な状況にあったと言えよう。

三つ目の国立教育政策研究所による『学校における持続可能な発展のための教育(ESD)に関する研究最終報告書』についてである。この冊子は、A4版で354ページという大部であるが、「ESDの学習指導過程を構想し展開するために必要な枠組み」というリーフレットが作成されており、ユネスコスクールなどの学校現場にも広く行き渡っている。そこではESDの目標を「持続可能な社会づくりに関わる課題を見いだし、それらを解決するために必要な能力や態度を身に付けること⁽²¹⁾」と設定し、課題を見いだすための「「持続可能な社会づくりの」の構成概念」として、多様性、相互性、有限性、公平性、連携性、責任性の6つを例示した⁽²²⁾。環境省が2013年に作成した『ESD環境教育モデルプログラムガイドブック』、2014年の同ガイドブック②、2015年の同③において、ESDの要素として「持続可能な社会づくり」の構成概念である6つが示されている他、同じく環境省作成の『地域版ESD環境教育プログラムガイドブック』の2013年版、2014年版、2015年版にも「持続可能な社会づくり」の構成概念がESDの要素として紹介されており、ユネスコスクール等の学校現場にESDの要素として「持続可能な社会づくり」の構成概念が浸透する一方で、ミレニアム開

発目標に関する言及や、その主たる課題である貧困撲滅については、ほとんど知られていないのが実状である。

5. これからのESDの方向性

ユネスコの世界のESDの方向性と日本のESDの方向性には若干のズレが生じていることが、実践事例の分析を通して明らかとなった。これからの日本のESDの方向性を考えるにあたって、2017年3月に公示された学習指導要領前文と日本ユネスコ国内委員会のホームページよりダウンロード可能な、日本ユネスコ国内委員会教育小委員会作成の「持続可能な開発のための教育(ESD)の更なる推進に向けて～学校等でESDを実践されている皆様へ日本ユネスコ国内委員会教育小委員会からのメッセージ～」を参考にしながら考察する。

5.1. 学習指導要領前文より

先述したように2017年3月に新しく公示された小学校学習指導要領と中学校学習指導要領には、前文が付されており、その中に「一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」と記載されたことから、ユネスコスクールだけでなく全ての学校がESDに取り組むこととなるだろう。これらの学習指導要領の公示に先立ち、2016年2月21日付で中央教育審議会から「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」が出された。その中で育成を目指す資質・能力についての基本的な考え方として、3つの能力を挙げている。一つ目に各教科等で育てる能力、二つ目に全ての教科の基盤として生まれ活用される力、三つ目が現代的な諸課題に対応できるようになるために必要な力⁽²³⁾であり、この三つ目の力はESDで育成する能力と通底するものである。本答申においても、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力として、「国際的に共有されている持続可能な開発目標(SDGs)なども踏まえつつ、自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなど、地域や地球規模の諸課題について、子供一人一人が自らの課題として考え、持続可能な社会づくりにつなげていく力を育てていくことが求められる⁽²⁴⁾。」と記されている。ここでのESDは、持続可能な開発目標に触れてはいるものの、日本ユネスコ国内委員会が定義する「持続可能な社会づくりの担い手を育む教育」であって、日本独自のESDの方向性の延長線上にあることには注意を要する。

日本ユネスコ国内委員会は、2012年にユネスコスケー

ルガイドラインをまとめ、各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、及び附属学校を置く各国立大学法人学長宛に、ユネスコスクールガイドラインの周知を依頼している。ユネスコスクールガイドラインには、ユネスコスクールとして大切なこととして「国内外のユネスコスクール相互間のネットワークを介して、互いに交流相手の良さを認め合い、学び合うこと。」と述べられているが、持続可能な社会づくりの担い手の育成という日本独自のESDを展開している学校では、海外のユネスコスクールと交流して学び合うことは困難であろう。

このユネスコスクールガイドラインにおけるESDの捉え方も、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育であり、ユネスコスクールが取り組むべき4つのテーマとして①地球規模の問題に対する国連システムの理解、②人権、民主主義の理解と促進、③異文化理解、④環境教育を紹介しているが、ミレニアム開発目標への言及やその主たる課題である貧困の根絶についての記述は見当たらない。ミレニアム開発目標においても、また持続可能な開発目標においても、グローバル・パートナーシップによる課題解決を目標の一つに掲げていることを考えると、本ガイドラインにおいても、海外のユネスコスクールとの交流を促すために、日本独特のESDの定義を、世界のESDの定義に変更することが必須である。

5.2. 持続可能な開発のための教育(ESD)の更なる推進に向けて

～学校等でESDを実践されている皆様へ日本ユネスコ国内委員会教育小委員会からのメッセージ～

2017年に日本ユネスコ国内委員会教育小委員会から「持続可能な開発のための教育(ESD)の更なる推進に向けて～学校等でESDを実践されている皆様へ日本ユネスコ国内委員会教育小委員会からのメッセージ～」が日本ユネスコ国内委員会のホームページを通じて発信されている。ここでは持続可能な開発目標について詳しく解説がされているだけでなく、「教育が全てのSDGsの基礎」であるとともに、「全てのSDGsが教育に期待」している、とも言われています。ESDもまた(中略)、持続可能な社会の担い手づくりを通じて、17全ての目標の達成に貢献するものです⁽²⁵⁾。」と記されている。これまでの日本ユネスコ国内委員会のESDの定義である「持続可能な社会づくりの担い手を育む教育」に加えて、「持続可能な開発目標の達成に貢献するもの」という解釈が付加された。これまでの日本ユネスコ国内委員会作成のリーフレットでは、ミレニアム開発目標について全く触れていなかったことを考えると、日本独特のESDの定義から、世界のESDの解釈へ一歩近づいたものと捉えることができる。このメッセージの対象である学校等でESDを実践

されている方が、SDGsに貢献するESDを開発するためにSDGsについて教材研究することで、SDGsの主たる課題が貧困の撲滅であることを知ることとなり、これまで少なかった貧困や飢餓に関するESDの実践の増加に期待したい。

6. おわりに

本稿では、「国際社会が期待するESDと日本の目指すESDとが、若干よじれてしまっているのではないか」という中山(2007)の危惧を契機に、国連持続可能な開発のための教育の10年が最も尊重しているミレニアム開発目標と地球憲章及び持続可能な開発目標を比較することで、2つの開発目標の主たる課題が貧困・飢餓の撲滅であり、地球憲章が地球規模の環境問題の解決を主な課題としていることを明らかにした。さらにこの3つに共通する項目が貧困の根絶と教育の普及・充実、そしてジェンダー平等の推進、環境問題であることから、この4つが時間と地域を越えた、現代の地球的課題の重要項目として認識されていることを明示するとともに、ESDの実践事例を分類するための13の枠組みを作成した。

この枠組みを用いて、2009年から2014年までの幼稚園、小学校、中学校、高等学校、一貫校、特別支援学校、大学での296実践を分類したところ、②初等教育の普及と質的向上と⑥安全で強靱な持続可能な都市の実現、そして⑦生物多様性の保護と回復に関する実践が多く、③ジェンダー平等や⑪公正で民主的な社会に関わる実践は非常に少ないこと、⑩持続可能な産業化による経済成長、⑨再生可能なエネルギーの開発、⑬グローバル・パートナーシップに関わる実践も少ないことが明らかとなった。

貧困・飢餓に関わる実践が少なく、環境課題や持続可能な社会づくりに関する実践が多い原因として、中山は環境省、国連大学高等研究所及び文部科学省の取組を挙げていたが、新たにESD実施計画、日本ユネスコ国内委員会のリーフレット、国立教育政策研究所の『学校における持続可能な発展のための教育(ESD)に関する研究最終報告書』を付け加えることができた。

またこれからのESDの方向性に関しては、新しい学習指導要領によってESDの実践が増加すると思われるが、日本ユネスコ国内委員会からのメッセージに耳を傾け、持続可能な開発目標についての教材研究を行うことで、これまで少なかった貧困の撲滅に関わる実践の増加が期待されることを述べた。

先述したとおり、貧困の根絶と教育の普及・充実、そしてジェンダー平等の推進、環境問題は、時間と地域を越えた、現代の地球的課題の重要項目である。2017年11月に開催された世界経済フォーラムが発表した男女平等の度合を示したジェンダー・ギャップ指数によると、日

本は調査対象144ヶ国のうち114位と非常に低い。貧困の撲滅に加えてジェンダー平等の推進にかかる実践の開発にも期待したい。

註

- (1) 持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議 2016 我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関するグローバル・アクション・プログラム実施計画(ESD国内実施計画), p.5
- (2) 同上, p.5
- (3) 国連文書A/70/L.1 2015 我々の世界の変革する: 持続可能な開発のための2030アジェンダ, 外務省仮訳, p.1
- (4) 中山修一 2007 日本における「国連持続可能な開発のための教育の10年」の展開と課題、『広島経済大学創立四十周年記念論文集』, 広島経済大学, p.615
- (5) 同上, p.591
- (6) 文部科学省 2017 中学校学習指導要領, p.1
- (7) ユネスコ 2005 国連持続可能な開発のための教育の10年 2005-2014国際実施計画案, p.6
- (8) 同上, p.17
- (9) 同上, p.17
- (10) 同上, p.18
- (11) 広中和歌子2003 はじめにー地球憲章の成立過程に参加して、『地球憲章』, 地球憲章推進日本委員会, ぎょうせい
- (12) 前掲, 中山, p.616-617
- (13) 外務省国際協力政府開発援助ODAホームページ参照(2018年5月)<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikou/oda/doukou/mdgs/about.html#background>>
- (14) 前掲, 『地球憲章』, p.2
- (15) 佐藤真久 2016 国連ESDの10年(DES)の振り返りとポスト2015におけるESDの位置づけ・今後の展望, 『環境教育VOL.25-3』, 日本環境教育学会, p.87
- (16) 前掲, 中山, p.615
- (17) 前掲, 中山, pp.597-599
- (18) 前掲, 中山, pp.605-606
- (19) 前掲, 中山, pp.607-608
- (20) 持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議 2011 我が国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画(ESD実施計画), p.8
- (21) 国立教育政策研究所教育課程研究センター 2012学校における持続可能な発展のための教育(ESD)に関する研究最終報告書, p.3
- (22) 同上, pp.3-5
- (23) 中央教育審議会 2016 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申), p.25
- (24) 同上, pp.40-41
- (25) 日本ユネスコ国内委員会教育小委員会2017 持続可能な開発のための教育(ESD)の更なる推進に向けて～学校等でESDを実践されている皆様へ日本ユネスコ国内委員会教育小委員会からのメッセージ～, p.2

参考文献

- 二ノ宮リムさち・阿部治 2016 「総説 国連・持続可能な開発のための教育の10年(DES)を通じた国内の環境教育研究・実践における成果と今後の課題」, 『環境教育VOL.24-3』, 日本環境教育学会
- 動く→動かす編 2012 ミレニアム開発目標 世界から貧しさをなくす8つの方法, 合同出版

- 日本ユネスコ国内委員会 2008 持続発展教育について
- 日本ユネスコ国内委員会 2009 ユネスコ・スクールと持続発展教育(ESD)について
- 日本ユネスコ国内委員会 2010年3月 ユネスコスクールと持続発展教育について
- 日本ユネスコ国内委員会 2010年12月 ユネスコスクールと持続発展教育(ESD)について
- 日本ユネスコ国内委員会 2011 ユネスコスクールと持続発展教育(ESD)について
- 日本ユネスコ国内委員会 2012年1月 ユネスコスクールと持続発展教育(ESD)について
- 日本ユネスコ国内委員会 2012年8月 ユネスコスクールと持続発展教育(ESD)について
- 日本ユネスコ国内委員会 2012 持続発展教育(ESD)とユネスコスクール
- 日本ユネスコ国内委員会 2017 ユネスコスクールと持続可能な開発のための教育(ESD)
- 環境省「持続可能な地域づくりを担う人材育成事業」全国事務局地球環境パートナーシッププラザ(GEOC)2013 ESD環境教育モデルプログラムガイドブック
- 環境省「持続可能な地域づくりを担う人材育成事業」全国事務局地球環境パートナーシッププラザ(GEOC)2014 ESD環境教育モデルプログラムガイドブック②
- 環境省「持続可能な地域づくりを担う人材育成事業」全国事務局地球環境パートナーシッププラザ(GEOC)2015 ESD環境教育モデルプログラムガイドブック③
- 環境省「持続可能な地域づくりを担う人材育成事業」全国事務局地球環境パートナーシッププラザ(GEOC)2013 地域版ESD環境教育プログラムガイドブック
- 環境省「持続可能な地域づくりを担う人材育成事業」全国事務局地球環境パートナーシッププラザ(GEOC)2014 地域版ESD環境教育プログラムガイドブック
- 環境省「持続可能な地域づくりを担う人材育成事業」全国事務局地球環境パートナーシッププラザ(GEOC)2015 地域版ESD環境教育プログラムガイドブック

